

○京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱

平成16年4月1日

告示第16号

改正 平成16年9月13日告示第240号

平成17年6月10日告示第100号

平成21年2月2日告示第16号

平成24年12月28日告示第211号

平成27年1月30日告示第15号

平成30年7月2日告示第169号

令和3年2月10日告示第16号

令和5年2月22日告示第15号

令和7年3月31日告示第108号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。）及び測量等業務（京丹後市入札参加資格等に関する要綱（平成16年京丹後市告示第14号）第1条に規定する測量・建設コンサルタント等業務をいう。）（以下「工事等」という。）に係る競争入札の公正な執行と契約の適正な履行の確保を図るため、市が発注する工事等（以下「市発注工事等」という。）の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2又は別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対する指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行った有資格業者を市発注工事等の契約のために指名してはならない。

3 第1項の規定により指名停止を行った有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、

元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定により指名停止を行った有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。

（指名停止期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表第1又は別表第2の各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2の各号に定める期間の2倍とする。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。

(1) 別表第1又は別表第2の各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1又は別表第2の各号の措置要件に該当することとなった場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）

(2) 別表第2第1号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第1号の措置要件に該当することとなった場合

(3) 別表第2第2号又は第3号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第2号又は第3号の措置要件に該当することとなった場合

3 市長は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を別表第1又は別表第2の各号及び前2項の規定による指名停止の期間の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について極めて悪質な事由があると認め、又は当該行為によって極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、指名停止の期間を別表第1又は別表第2の各号並びに第1項及び第2項の規定による指名停止の期間の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかとなったときは、別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。

6 市長は、別表第2第2号に該当した有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2の規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を別表第2第2号の規定による指名停止の期間の2分の1まで短縮することができる。

7 市長は、指名停止の期間の満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかとなったときは、別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更し、当初の指名停止期間を控除した期間について更に指名停止を行うことができる。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。

8 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止の審査）

第5条 市長は、第2条第1項、第3条若しくは前条第7項の規定により指名停止を行い、同条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第8項の規定により指名停止を解除しようとするときは、京丹後市建設工事等指名選考委員会設置規程（平成16年京丹後市訓令第20号）に基づく京丹後市建設工事等指名選考委員会（以下「指名委員会」という。）の審査を経なければならない。

（指名停止の承継）

第6条 指名停止中の有資格業者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置も承継するものとする。

（指名停止の通知）

第7条 市長は、第2条第1項、第3条若しくは第4条第7項の規定により指名停止を行い、同条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第8項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、当該指名停止の事由が市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格業者から改善措置の報告を求めるものとする。

(一般競争入札の参加資格)

第8条 市長は、指名停止がなされていないことを入札公告で示す入札参加者の資格とするものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、災害時の応急工事又は特殊技術を要する工事を発注する場合その他特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事等を下請けし、又は受託することを承認してはならない。ただし、別表第3第1号イ又は同号ウの措置要件に該当した有資格業者についてはこの限りでない。

(情報の収集)

第11条 市長は、有資格業者に係る指名停止事由に関する情報の収集に努めるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 市長は、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合のほか、市発注工事等を受注させることが適当でない認められる有資格業者について、期間及び業種を定め入札に参加させないことができる。なお、参加させない場合は当該有資格業者に対し書面でその期間及び業種を通知するものとする。

2 市長は、有資格業者について指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第13条 市長は、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合のほか、市発注工事等を受注させることが適当でない認められる有資格業者について、指名委員会の審査を経て、当該工事等の指名の対象から外すことができる。

2 市長は、別に定めるところにより、指名停止を行った有資格業者の商号又は名称、指名停止の期間及び理由等を公表するものとする。ただし、当該指名停止が、別表第3の措置要件に該当することを理由としたものであるときは、この限りでない。

(準用)

第14条 この告示の規定は、市が発注する物品等の供給（物品の製造の請負、物品の売買及び賃借並びに印刷及び製本の業務をいう。）及び役務の提供の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有するものに対する指名停止等について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久美浜町建設工事等に係る指名停止の措置要綱（平成13年久美浜町告示第49号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年9月13日告示第240号）

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年6月10日告示第100号）

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成21年2月2日告示第16号）

改正 令和5年2月22日告示第15号

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表第2第2号及び第3号の規定については、これらの号に掲げる違反行為又は談合等が平成18年1月4日以後に行われた場合に適用し、これらの違反行為又は談合等が同日前に行われた場合には、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱別表第2不正行為等に基づく措置基準の表第4号オの規定については、当該不正又は不誠実な行為が施行日以後の入札において行われた場合に適用し、施行日前に行われた入札における当該行為は、措置要件の回数に含めない。

附 則（平成24年12月28日告示第211号）

改正 平成27年1月30日告示第15号

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年1月30日告示第15号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年2月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月2日告示第169号）

この告示は、平成30年7月2日から施行する。

附 則（令和3年2月10日告示第16号）
（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱別表第1第4号オの規定については、施行日以後に入札公告等を行い、社会保険等に未加入である建設業許可業者が下請負人になることを全面的に禁止した工事請負契約書に基づき契約した工事から適用する。

附 則（令和5年2月22日告示第15号）

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第108号）抄
（施行期日）

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

2 懲役（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役。以下この項において同じ。）、禁錮（旧刑法第13条に規定する禁錮。以下同じ。）又は旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留。以下同じ。）に処せられた者に係る人の資格に係る規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱の一部改正に伴う経過措置）

4 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの告示の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき犯罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を

経ないで公訴を提起された者は、第1条の規定による改正後の京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱別表第2の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき犯罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者とみなす。

別表第1（第2条、第4条、第12条、第13条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>(1) 工事等の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>ア 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。</p> <p>(ア) 市発注工事等のとき。 3箇月</p> <p>(イ) 京都府（以下「府」という。）内の他の工事等のとき。 2箇月</p> <p>イ アに掲げる場合のほか、市発注工事等において粗雑な履行をしたと認められるとき。</p> <p>(ア) 粗雑の程度が極めて重大なとき。 3箇月</p> <p>(イ) 粗雑の程度が重大なとき。 1箇月</p> <p>ウ 市発注工事等において成績が著しく不良なとき。 1箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(2) 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>ア 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>(ア) 市発注工事等における事故 6箇月</p> <p>(イ) 府内の他の工事等における事故 3箇月</p> <p>(ウ) 府外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。） 2箇月</p> <p>イ 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(ア) 市発注工事等における事故 3箇月</p> <p>(イ) 府内の他の工事等における事故 2箇月</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から</p>

(3) 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
ア 死亡者を生じさせたとき。	
(ア) 市発注工事等における事故	2 箇月
(イ) 府内の他の工事等における事故	1 箇月
(ウ) 府外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。）	1 箇月
イ 負傷者を生じさせたとき。	
(ア) 市発注工事等における事故	1 箇月
(イ) 府内の他の工事等における事故	1 箇月
(契約違反)	
(4) 市発注工事等の実施に当たり、契約に違反するなど、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約相手方の責めに帰すべき事由により、市が契約を解除したとき。	
(ア) 契約に定める発注者の解除権を行使したとき（別表第2第6号（暴力団関係）に該当する場合を除く。）。	6 箇月
(イ) (ア) に掲げる場合のほか、契約相手方の責めに帰すべき重大な事由が認められるとき。	3 箇月
(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる場合のほか、契約相手方の責めに帰すべき事由が認められるとき。	1 箇月
イ 履行遅滞があったとき。	
(ア) 2 箇月以上の履行遅滞	3 箇月
(イ) 1 箇月以上2 箇月未満の履行遅滞	2 箇月
ウ 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
(ア) 公害及び危険防止対策不良	3 箇月
(イ) 工程管理、資材管理又は労働管理不良	2 箇月
エ 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。	2 箇月
オ 工事請負契約書第7条の2第1項（下請負人の社会保険等加入義務等）に違反したと認められるとき。	1 箇月

(申請書等の虚偽記載)	
(5) 市発注工事等の入札に際し、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前後の調査資料に虚偽等の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア 工事等実績、技術者資格に係る虚偽等入札参加資格の成否に関わる重大なとき。	6 箇月
イ ウに掲げる場合のほか入札参加資格の成否に関わらないとき。	3 箇月
ウ 個人の資格に係る虚偽等有資格業者の故意が認められないが、監督責任を問うことが適当と認められるとき。	1 箇月

別表第2 (第2条、第4条、第12条、第13条関係)

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
(1) 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
ア 市の職員に対する贈賄	3 6 箇月
イ 府内の他の公共機関の職員に対する贈賄	1 8 箇月
ウ 府外の公共機関の職員に対する贈賄	1 2 箇月
(独占禁止法違反)	
(2) 有資格者等が有資格業者の営業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア 公正取引委員会から告発されたとき。	
(ア) 市の発注における違反	2 4 箇月
(イ) 府内における違反	1 8 箇月
(ウ) 府外における違反	1 2 箇月
イ 公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定を受けたとき。	
(ア) 市の発注における違反	1 8 箇月

(イ) 府内における違反	1 2 箇月
(ウ) 府外における違反	9 箇月
(談合等)	
(3) 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
ア 市の発注における談合等	3 6 箇月
イ 府内における談合等	1 8 箇月
ウ 府外における談合等	1 2 箇月
(不正又は不誠実な行為)	
(4) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者等が有資格業者の業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア 府内の他の公共機関において資格制限に該当したとき。	6 箇月
イ 暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(ア) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が行った暴力行為	
a 府内における暴力行為	9 箇月
b 府外における暴力行為	6 箇月
(イ) (ア)に規定する者以外が行った暴力行為	
a 府内における暴力行為	6 箇月
b 府外における暴力行為	3 箇月
ウ 脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 箇月
エ 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反をしたとき。	
(ア) 市発注工事等における違反	3 箇月
(イ) その他の工事等における違反	1 箇月
オ 市発注工事等の入札に際し、資格確認通知又は入札通知を	1 箇月

<p>受けた場合において、過去2箇年に2回正当な理由なく入札に参加しなかったとき。</p>	
<p>カ 市発注工事等の入札に際し、入札心得に違反し、又は正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。</p>	2 箇月
<p>キ 市発注工事等の入札に際し、落札した場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。</p>	1 箇月
<p>ク 市発注工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。</p>	1 8 箇月
<p>ケ 市発注工事等において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）から不当な介入を受けたにもかかわらず、市への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。</p> <p>（建設業法違反）</p>	
<p>（5） 有資格者等が建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から
<p>ア 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（ウに掲げる場合を除く。）。</p>	
<p>（ア） 市発注工事等における違反</p>	9 箇月
<p>（イ） 府内の他の工事等における違反</p>	6 箇月
<p>（ウ） 府外の工事等における違反</p>	4 箇月
<p>イ 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、同法第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき（エに掲げる場合を除く。）。</p>	
<p>（ア） 市発注工事等における違反</p>	6 箇月
<p>（イ） 府内の他の工事等における違反</p>	4 箇月
<p>（ウ） 府外の工事等における違反</p>	3 箇月
<p>ウ 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付</p>	

書類に虚偽の記載をし、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(ア) 府内業者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6 箇月
(イ) 府外業者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4 箇月
エ 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、建設業法第 28 条に規定する処分を受けたとき。	
(ア) 府内業者が処分を受けたとき。	4 箇月
(イ) 府外業者が処分を受けたとき。	3 箇月
(暴力団関係)	
(6) 次のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは常時工事等の契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が、暴力団員であると認められるとき。	2 4 箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。	2 4 箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	1 2 箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	1 2 箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	1 2 箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
カ 市発注工事等において、暴力団又は暴力団員であると知り	1 2 箇月を経過し、かつ、

ながら、これを不当に利用するなどしているとき（暴力団又は暴力団員から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。）。	改善されたと認められる日まで
キ 市発注工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	1 2 箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
ク 市発注工事等において、有資格業者がアからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、市長が当該有資格業者に対して当該契約の解除を求め、当該有資格業者がこれに従わなかったとき。 (その他)	1 2 箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(7) 別表第1及び前各号に定める場合のほか、有資格業者の営業に関し、有資格業者等に反社会的な行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3箇月
(8) 別表第1及び前各号に定める場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3箇月

別表第3（第2条、第10条、第12条、第13条関係）

経営状況に基づく措置基準

措置要件	期間
(経営状況) 金融機関から取引停止となったときなどにより、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア 金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたとき。	更正計画の認可の決定を確認する日まで
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続	再生計画の認可の決定を

<p>開始の申立てをしたとき。</p> <p>エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。</p>	<p>確認する日まで</p>
--	----------------

(別表備考)

- 1 「負傷者」とは、治療180日以上 of 傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。
- 2 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者（いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又はその使用人をいう。
- 3 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で有資格業者が行っている営業全般をいう。
- 4 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。
- 5 独占禁止法違反を行った有資格業者に、違反後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、当該有資格業者の営業を承継した者の営業が、当該有資格業者の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、第12条を適用する。
- 6 「業務」とは、建設業法上の建設工事及び測量等業務又はこれらに付随する業務をいう。
- 7 「業務関係法令」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）等をいう。
- 8 「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。
- 9 「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。
- 10 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、監督官庁から処分を受けたとき又は市の所管業務において告発されたとき等をいう。
- 11 「入札心得に違反」とは、京丹後市競争入札心得（工事・測量等業務用）第9条各項、第11条第3号、第5号及び第6号の違反をいう。
- 12 「府内業者」とは、京都府の区域内に主たる営業所を有する者で、建設業法に基

づき国土交通大臣又は京都府知事の許可を受けているものをいう。

- 1 3 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。
- 1 4 「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき、専務取締役以上の肩書を付した役員を含む。）とする。
- 1 5 拘禁刑以上の刑に当たる犯罪が、営業に関しないものであることにより別表第2第8号を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が営業に関するものである場合に、別表第1及び前各号に基づき措置する期間を限度とする。
- 1 6 「過去2箇年に2回」とは、入札日を単位とし、別表第2第4号オを適用して指名停止を措置する場合、当該措置の対象行為日は以降の回数に含めない。